

事例コード | 200901

2009 年（平成 21 年） 中国・九州北部豪雨

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

平成 21 年 7 月 19 日から 21 日にかけて、山陰沖から近畿地方を通して東海地方にのびる梅雨前線に向かって非常に湿った空気が流れ込み、前線の活動が活発化した。九州北部地方や中国、四国地方で局地的に激しい雨が降り、特に山口県では 21 日午前 8 時までの 1 時間雨量が 80mm を超える猛烈な雨を観測した。防府雨量観測所では 1 時間・1 日あたりの降水量が観測史上最大となり、1 時間あたりの降水量が 72.5mm、24 時間の降水量が 275mm を記録した。

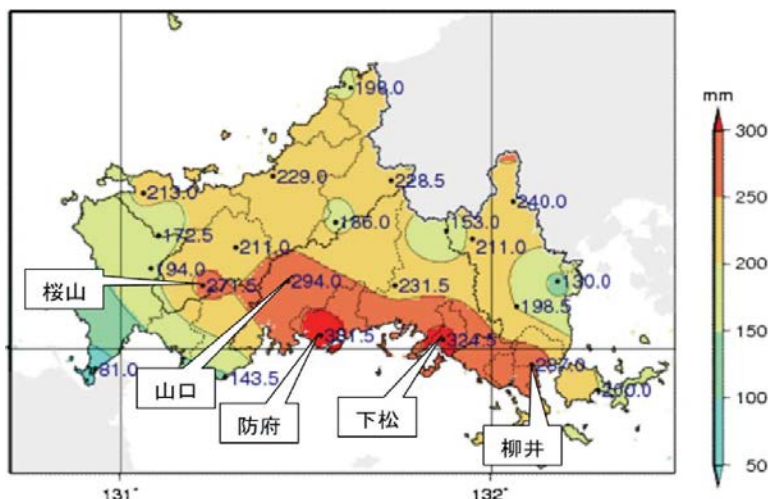


図 アメダス総降水量分布図（7 月 20 日～21 日）

（出典）防府市豪雨災害検証委員会「防府市豪雨災害検証報告書」（平成 22 年 12 月）

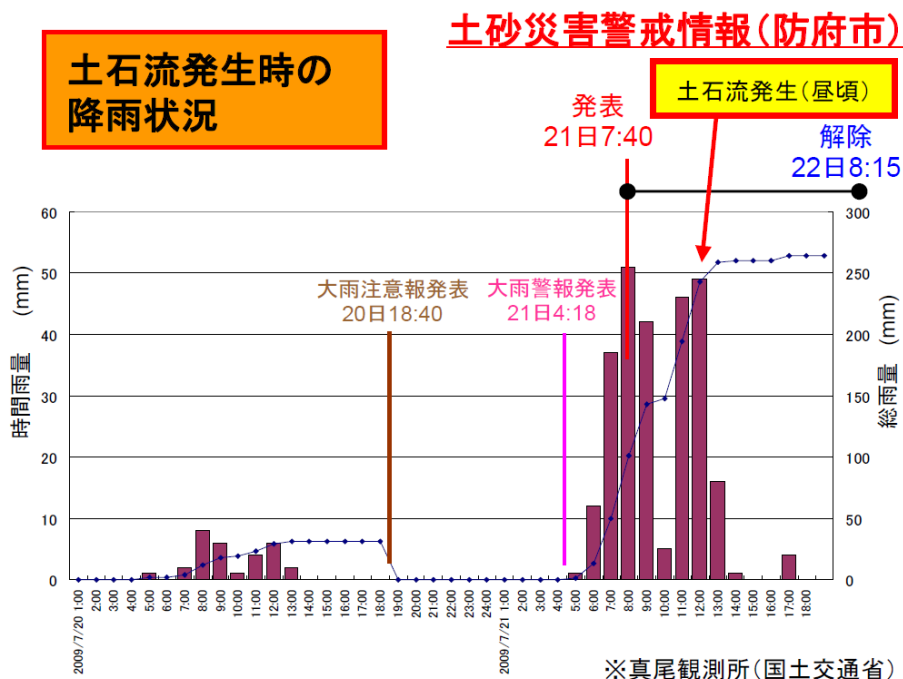


図 防府市の降雨状況

（出典）国土交通省「平成21年 7 月21日豪雨による山口県土石流災害の状況」

①被害状況

豪雨によって土砂災害等が発生し、全国では死者 35 名、負傷者 59 名の人的被害、住宅の全壊 52 棟、半壊 99 棟、一部損壊 231 棟、床上浸水 2,137 棟、床下浸水 9,727 棟の物的被害をもたらした。避難指示は 12,269 世帯、避難勧告は 214,325 世帯に及んだ。

山口県内で土石流 65 箇所、地すべり 4 箇所、がけ崩れ 123 箇所の計 192 箇所の土砂災害が発生した。防府市内では、土石流が発生し、死者 19 名（関連死含む）、負傷者 35 名にのぼる人的被害に加え、住宅被害では全壊 30 棟、半壊 61 棟、床上浸水 114 棟、床下浸水 1,012 棟の被害をもたらした。真尾地区では土石流で老人ホームが被災して死者 7 名となった。また、主要幹線道路の国道 262 号は土石流による剣川の氾濫で寸断されたほか、道路等の社会インフラ被害も大きく、市民生活に甚大な影響を与えることとなった。

表 中国・九州北部豪雨による防府市の主な被害状況（平成 22 年 8 月 1 日現在）

区分	細分	被害額（千円）
人的被害（人）	死者（関連死含む）	19
	負傷者	35
家屋被害（棟）	全壊家屋	30
	半壊家屋	61
	床上浸水	114
	床下浸水	1,012
農林業関係被害（ha、箇所）	農作物（ha）	251.20
	農作物施設（箇所）	5
	農地（ha）	26.10
	農業用施設（箇所）	125
	林業用施設（箇所）	3
	合計	—
市管理土木施設被害（箇所）	河川	152
	道路	87
	下水道	11
	公園	7
	合計	257
		被害額（千円）
		—
		98,358
		33,702
		481,180
		1,2676,536
		36,400
		1,926,176
		243,677
		570,000
		10,970
		55,200
		879,847

（出典）消防庁「平成21年7月中国・九州北部豪雨について（第32報）」（平成22年3月25日）、国土交通省「平成21年の土砂災害」、防府市豪雨災害検証委員会「防府市豪雨災害検証報告書」（平成22年12月）



図 防府市の被害状況

（出典）山口県「平成21年7月 中国・九州北部 豪雨災害記録」

②主な災害箇所

河川域での災害が発生し、防府市内では主に剣川流域で越水・破堤などによる被害が生じた。



図 山口県内の災害発生河川

(出典) 山口県「平成21年7月 中国・九州北部 豪雨災害記録」

③災害後の主な経過

7月21日早朝からの豪雨により、防府市、山口県に災害対策本部が設置された。その後防府市内で土砂災害が発生したことを受け、自衛隊に災害派遣要請がなされた。また、山口県は、防府市と山口市に対する災害救助法の適用を決定した。

一方、国は同日防府市と山口市に対する被災者生活再建支援法の適用を決定した。なお、本災害は激甚災害として指定された。

表2 災害後の主な経過（山口県・防府市・政府の取組状況）

年	月日	山口県・山口市・防府市の対応	政府の対応
平成21年	7月21日	7:40 土砂災害警戒情報発表	
		8:30 防府市災害対策本部設置	
		10:00 山口県災害対策本部設置	
		11:40 防府市で土石流発生	
		12:20 陸上自衛隊に災害派遣要請	
		14:10 右田市に避難勧告	
		16:10 神里・勝坂に避難勧告	
		17:20 真尾下郷に避難勧告	
			防府市・山口市に災害救助法・被災者生活再建支援法適用
	7月30日	自衛隊災害派遣撤回要請	
	7月31日	山口県災害対策本部廃止、山口県被害対策本部設置（【20090102】復旧・復興体制の構築（山口県）で詳述）	
	8月25日		激甚災害指定（閣議決定）

(出典) 山口県「災害記録 ～平成21年7月21日豪雨災害～」(平成21年10月)

2.

災害復興施策事例の索引表

200901	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)			本格復旧、 復興準備・始動期		本格 復興期
1. 復興への条件整備 1.1 復興に関連する応急処置							
施策1: 被災状況等の把握							
施策2: がれき等の処理		● → 【20090101, p421】					
1.2 計画的復興への条件整備							
施策1: 復興体制の整備		● → 【20090102, p421】			【20090103, p422】 ● →		
施策2: 復興計画の作成							
施策3: 広報・相談対応の実施							
施策4: 金融・財政面の措置							
2. 分野別復興施策 2.1 すまいと暮らしの再建							
施策1: 緊急の住宅確保							
施策2: 恒久住宅の供給・再建							
施策3: 雇用の維持・確保							
施策4: 被災者への経済的支援				【20090104, p423】 ● →			
施策5: 公的サービス等の回復							
2.2 安全な地域づくり							
施策1: 公共施設等の災害復旧		● → ● →			【20090105, p425】 【20090106, p427】		
施策2: 安全な市街地・ 公共施設整備							
施策3: 都市基盤施設の復興					【20090107, p427】 ● →		
施策4: 文化の再生							
2.3 産業・経済復興							
施策1: 情報収集・提供・相談							
施策2: 中小企業の再建							
施策3: 農林漁業の再建		● →			【20090108, p428】		

3. 災害復興施策事例

(1) がれき等の処理

【20090101】災害廃棄物等の処理（防府市）

○災害廃棄物等処理の経緯

- ・ 防府市では、市内自治会単位で各被災世帯から出される災害廃棄物を回収するための一次窓口として、「災害廃棄物収集ステーション（以下、「ステーション」と表記）」を設置した。ステーションについては、被災前の段階で市内各自治会に1箇所ずつ設けていた、284箇所の中から45箇所を実際に開設した。
- ・ ステーションの開設に当たっては、各地域居住の職員等が各自治会長に文書を持参して周知を行い、7月25日から災害廃棄物の受入を開始した。
- ・ ステーションから一時保管場所である防府市一般廃棄物最終処分場敷地内への運搬については業者に委託して実施した。その後、市が可燃ごみや不燃・粗大ごみ、金属類等に分別し、リサイクル及び最終処分を行った。
- ・ 災害廃棄物の受入は9月30日までの約2ヶ月間実施され、直接廃棄物処理施設へ搬入されたものを含めると、災害廃棄物の量はおよそ1,009トンにのぼる。
- ・ また、土砂災害等により発生した災害廃棄物を含んだ土砂は約90,000トンと膨大な量となったことから、別途、市内4ヶ所に仮置場を設置し、土砂と災害廃棄物の分別を行ったのち、各々を処理した。

(2) 復旧・復興体制の構築

【20090102】復旧・復興体制の構築（山口県）

○被害対策本部の設置

- ・ 土砂災害の被害が拡大する恐れが低減したことを踏まえ、復旧・復興に集中するとともに、被災者救援対策に取り組むこと等を目的として、災害対策本部を改め、7月31日付けで「被害対策本部」を設置した。被害対策本部は、本部長（知事）以下、副知事（副本部長）、本部員7名の計9名と事務局（防災危機管理課）で構成される。
- ・ また、被害対策本部の下に、「被災者救援対策部」と「被害復旧対策部」をそれぞれ設置した。被災者救援対策部は、健康福祉部長を部長として、各種資金の貸付け、ボランティア支援、被災者への健康支援等の被災者の生活再建支援、および中小企業者・農林漁業関係者等被災事業者の復興支援対策を実施した。また、被害復旧対策部は、土木建築部長を部長として、公共土木施設、農林施設及び、公立学校の災害復旧等を実施した。

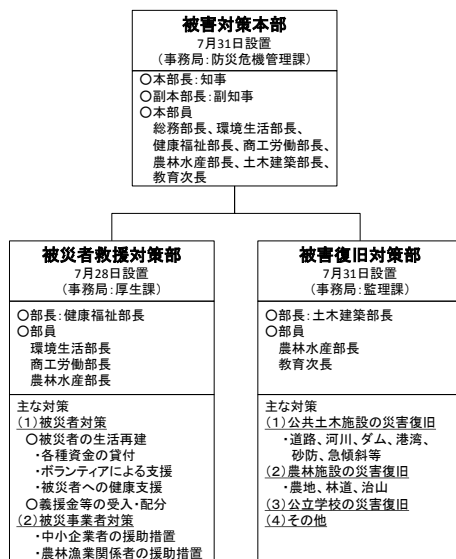


図 被害対策本部の組織体制

(出典) 山口県資料より作成

【20090103】災害対応の検証（防府市）

- ・ 災害対応にあたり、①初動体制、②避難勧告、③情報収集・伝達、④避難所運営、⑤ボランティアセンター運営、⑥広報、⑦その他、7つの観点から市の対応を検証するとともに、市の防災力向上と安全・安心なまちづくりに資することを目的として、「防府市豪雨災害検証委員会」を設置した。
- ・ 委員会は、学識経験者、被災自治会長、特定非営利活動法人、山口県・防府市の関係機関担当者ら委員 20 名から構成され、災害発生から約半年後の平成 22 年 1 月に第 1 回委員会を開催した。その後 2～3 ヶ月間隔で 3 回の委員会を開催し、平成 22 年 12 月 27 日に「防府市豪雨災害検証報告書」を取りまとめた。
- ・ 報告書を受けて、「避難勧告関係マニュアル」、「避難所開設マニュアル」等改訂のほか、「初動対応マニュアル」、「広報活動マニュアル」の作成、災害対策本部の体制の見直し、情報収集・伝達手段の改善、訓練・防災教育の充実等がなされた。

表 防府市豪雨災害検証委員会委員名簿

	団体・組織等の名称	氏 名	氏 名(前任)
委員長	山口大学 大学院理工学研究科 准教授	瀧本 浩一	
副委員長	有識者 西浦地域自治会連合会長	國弘 俊之	
委 員	有識者	中崎 光浩	
委 員	有識者	大浜 逸雄	
委 員	小野地域自治会連合会長	清水 武彦	
委 員	小野地域真尾自治会長	柳 和之	
委 員	右田地域自治会連合会長	原田 宏志	
委 員	右田地域田の口自治会長	光田 良弘	
委 員	特定非営利活動法人 ぼうぼうネット理事	山崎 隆弘	
委 員	国土交通省中国地方整備局 山口河川国道事務所長	山口 登美男	
委 員	山口県防府土木建築事務所長	末光 信雄	長尾 信雄
委 員	山口県防府警察署長	古川 眞平	
委 員	防府市市議会議員	青木 明夫	
委 員	防府市社会福祉協議会事務局長	河村 博之	黒宰 満(常務理事)
委 員	防府市消防本部次長	永田 眞	武村 一郎(消防長)
委 員	防府市土木都市建設部長	阿部 裕明	
委 員	防府市産業振興部次長	堀 浩二	阿部 勝正(部長)
委 員	防府市生活環境部長	柳 博之	古谷 友二
委 員	防府市健康福祉部長	田中 進	
委 員	防府市総務部長	阿川 雅夫	浅田 道生

(出典) 防府市「防府市豪雨災害検証報告書」(平成22年12月)

表 防府市豪雨災害検証委員会の開催状況

開催回	開催日
第1回	平成 22 年 1 月 20 日
第2回	平成 22 年 3 月 29 日
第3回	平成 22 年 6 月 16 日
第4回	平成 22 年 8 月 30 日

(出典) 防府市ウェブサイト「防府市豪雨災害検証報告書を公表しています」(平成29年3月現在)より作成

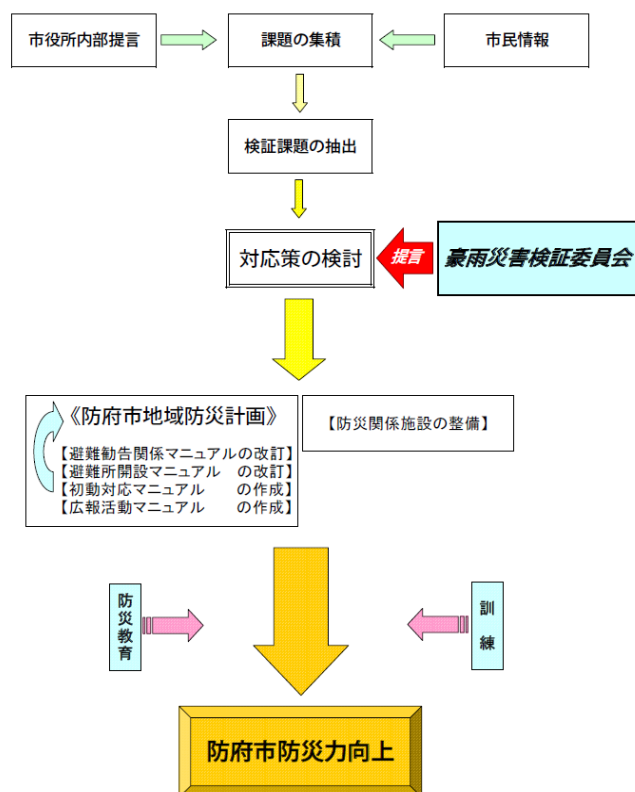


図 防府市豪雨災害検証委員会による検証とその後の取組の流れ

(出典) 防府市「防府市豪雨災害検証報告書」(平成22年12月)

(3) 被災者への経済的支援

【20090104】義援金の受付・配分(防府市)

○義援金の受付

- ・ 義援金の受付趣旨・名称・受付期間等について募集要綱を定め、災害発生から約1週間後の7月28日から8月31日まで、義援金の受付を実施した。

○義援金の配分

- ・ 市は、被災世帯等への義援金の配分方法を検討することを目的として、委員構成や審議事項を定めた設置要綱に基づいて、7月27日に配分委員会を設置した。委員会は、市議会、市自治会連合会長、市社会福祉協議会、市民生委員児童委員協議会のそれぞれの推薦者と、防府市(副市長)の5名で構成された。
- ・ 委員会は、約半年間で5回にわたって開催され、配分枠・配分対象・配分基準等について検討がなされた。
- ・ 具体的な配分基準として、本災害による死亡・重傷などの人的被害や、住居被害(全壊・半壊、床上・床下浸水など)の程度に応じた義援金の配分基準を定めた。この配分基準にしたがって、平成21年11月に第1次、平成22年2月に第2次、平成22年3月に第3次の義援金を配分した。
- ・ なお、本委員会で、県から提供を受けた「山口県7.21大雨災害義援金」の配分方法も合わせて検討がなされた。
- ・ 義援金の総額は、防府市による「平成21年7月21日の豪雨に係る義援金」の約1億2千万円に加えて、山口県による「山口県7.21大雨災害義援金」の配分金が約1億1千万円となり、合計約2億3千万円となった。

表 防府市による義援金配分の経緯

日時	内容
平成 21 年 7 月 27 日	『山口県防府市「平成 21 年 7 月 21 日の豪雨に係る義援金」募集要項』制定 『山口県防府市「平成 21 年 7 月 21 日の豪雨に係る義援金」配分委員会設置要綱』制定
平成 21 年 8 月 10 日	義援金配分委員会委員の推薦依頼
平成 21 年 8 月 18 日	委員選任、就任依頼
平成 21 年 9 月 15 日	◆第 1 回配分委員会開催 ・義援金の性格、配分までの流れ、委員会の役割などについて説明 ・配分についての意見交換
平成 21 年 10 月 23 日	◆第 2 回配分委員会開催 ・第 1 次配分枠の決定 ・配分指数の決定 ・配分対象の拡大（床下土砂流入）について協議を行い、対象者の把握については自治会への調査依頼を決定
平成 21 年 10 月 31 日	義援金受付期間終了
平成 21 年 11 月	○第 1 次義援金配分
平成 21 年 11 月 18 日	被災地域の地区自治会連合会長を通じて自治会長へ被災状況（床下土砂流入のみ）の調査を依頼
平成 21 年 12 月 21 日	◆第 3 回配分委員会開催 ・第 1 次配分及び床下土砂流入の被害状況について報告 →配分手続きを進めることを決定 ・配分対象の拡大について協議 →次回再度協議へ
平成 22 年 1 月 19 日	◆第 4 回配分委員会開催 ・配分対象の拡大（農地被害、墓地被害）について協議するも、非対象の見解で合意 ・最終配分案を整理し、次回委員会（第 5 回）で配分事務について了承を得ることを決定
平成 22 年 1 月 29 日	◆第 5 回配分委員会開催 ・配分対象や配分基準、配分手順等を整理した「義援金最終配分手順案」について説明し、委員全員承認
平成 22 年 2 月	○第 2 次義援金配分
平成 22 年 3 月	○第 3 次義援金配分
平成 22 年 7 月 1 日	義援金配分結果の公表及び寄託者宛礼状送付

(出典) 防府市資料より作成

表 防府市による義援金の配分基準等

被害	分類	配分指数	配分単価	件数
人的被害	死亡	100	1,860,400 円	19 人
	重傷（入院）	50	930,200 円	7 人
	重傷（通院）	20	372,000 円	2 人
住居被害	全壊	100	1,860,400 円	29 件
	大規模半壊	70	1,302,200 円	16 件
	半壊	50	930,200 円	44 件
	半壊（ライフケア高砂）	20	372,000 円	77 件
	一部損壊、床上浸水	10	186,000 円	115 件
	床下土砂流入	5	93,000 円	213 件
その他	社会福祉協議会	—	2,372,197 円	—
	右田地域自治会連合会		500,000 円	
	小野地域自治会連合会		500,000 円	

(出典) 防府市資料より作成

表 防府市による義援金受付実績

分類	金額
防府市「平成 21 年 7 月 21 日の豪雨に係る義援金」	116,954,308 円
「山口県 7. 21 大雨災害義援金」配分金	114,579,489 円
合計	231,533,797 円

(出典) 防府市資料より作成

(4) 公共土木施設等の災害復旧

【20090105】土石流対策（山口県）

○溪流の特別点検と判定結果に基づく土石流対策の実施方針の設定

- ・ 土石流が発生した 66 溪流及びその周辺 39 溪流の合計 105 溪流について、県は特別点検を実施し、A～Cのレベル毎に緊急対策の要否を判断した。このうち「土砂流出のおそれがあるため、常時、警戒避難体制を要する」とされる 49 溪流をA判定として、速やかに対策工事に着手し、平成 22 年の梅雨時期までに工事を完了することとした。
- ・ 土石流対策の考え方として、土砂や流木が溪流内に残り、今後の豪雨により流出して新たな災害が発生する危険があるケースについては、土砂等の流出を防ぐ砂防堰堤等を設置して災害を防止することとした。

表 山口県による特別点検判定結果に基づく災害防止対策実施方針

判定結果	溪流数	実施方針		
		実施事業	溪流数	対策の概要
A判定	49 溪流	砂防事業	28 溪流	不安定な土砂等の流出を防ぐ砂防堰堤を設置
		砂防事業＋治山事業	8 溪流	下流側：砂防堰堤を設置 上流側：治山ダム等を設置
		治山事業等	13 溪流	治山ダム等により不安定な土砂を固定
B判定	25 溪流	再点検の結果、新たな土砂流出がなかったため、防災対策は不要と判断		
C判定	31 溪流	特別点検で危険性が確認されなかったため、防止対策は行わない		
合計	105 溪流	—		

(出典) 山口県資料より作成

○砂防施設計画の策定

- ・ 県が砂防事業を実施した 36 溪流（A判定の 49 溪流のうち、砂防事業のみ実施の 28 溪流と、砂防事業と治山事業を実施の 8 溪流）については、土石流の発生状況と地形に応じて、①溪流内型、②平地型、③扇状地型に分類して方針を整理した上で、各砂防施設の事業計画を策定した。

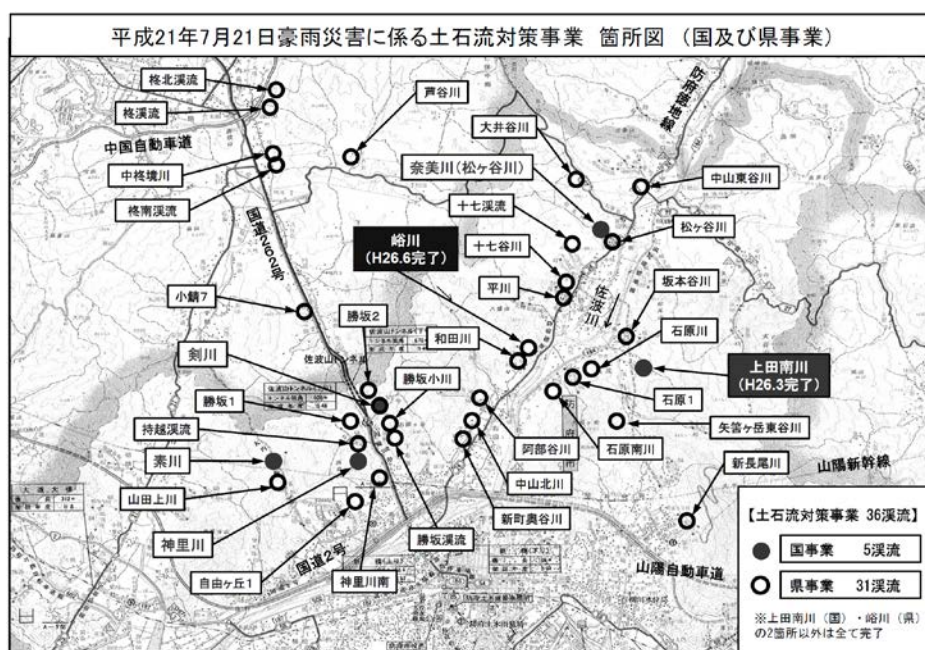


図 平成 21 年 7 月 21 日豪雨災害に係る土石流対策事業箇所図(平成 26 年 3 月末現在)(国及び県事業)

(出典) 山口県資料

表 山口県が実施した砂防事業

溪流名	土石流 停止位置	扇状地	堰堤 配置位置	施設配置計画の 検討結果	
				砂防 堰堤 (基数)	溪流 保全工
中山東谷川	溪流内	—	谷出口	1	○
勝坂2	溪流内	—	谷出口	1	○
勝坂1	溪流内	—	谷出口	1	○
持越溪流	溪流内	—	谷出口	1	○
中山北川	溪流内	○	谷出口	1	○
石原川	溪流内	○	谷出口	1	○
自由ヶ丘1	溪流内	○	谷出口	1	○
矢筈ヶ岳 東谷川	溪流内	○	谷出口	1	○
新町奥谷川	溪流内	○	谷出口	1	○
芦谷川	溪流内	○	谷出口	1	○
坂本谷川	溪流内	○	谷出口	1	○
峪川	溪流内	○	谷出口	1	○
勝坂小川	谷出口下流	—	谷出口	1	○
小鯖7	谷出口下流	—	谷出口	1	○
大井谷川	谷出口下流	—	谷出口	1	○
柵溪流	谷出口下流	—	谷出口	1	○
和田川	谷出口下流	○	谷出口	1	○
新長尾川	谷出口下流	○	谷出口	1	○
山田上川	谷出口下流	○	谷出口	1	○
平川／ 十七谷川	谷出口下流	○	谷出口	1	○
松ヶ谷川	谷出口下流	○	谷出口	1	○
勝坂溪流	谷出口下流	○	谷出口下流	1	○
神里川南	谷出口下流	○	谷出口下流	1	○
柵北溪流	谷出口下流	○	谷出口下流	1	○
柵南溪流／ 中柵境川	谷出口下流	○	谷出口下流	1	○
石原南川	谷出口下流	○	谷出口下流	2	○
石原1	谷出口下流	○	谷出口下流	2	○
十七溪流	谷出口下流	○	谷出口下流	2	○
阿部谷川	谷出口下流	○	谷出口下流	2	○

(出典) 山口県資料より作成

【20090106】国の直轄権限代行による砂防事業の実施要請（防府市）

○国直轄砂防事業の要請

- ・ 災害復旧に向け、防府市から国に復旧・復興事業の実施を要請し、「大規模災害時に地域の要請を受けて国が砂防工事を実施できる制度（平成 21 年 3 月 31 日国土交通省令改正）」の下では初めて適用となった。
- ・ 要請を受け、国土交通省の直轄事業として、防府市内の 5 溪流において砂防災害関連緊急事業が実施された（堰堤 8 基、堰堤嵩上 1 基）。

表 平成 21 年 7 月 21 日豪雨災害に係る防府市内の国直轄砂防災害関連緊急事業

事業主体	溪流名	全体事業概要	完了状況
国事業 (5 溪流)	上田南川	堰堤 1 基 土石流堆積 溪流保全	H26.3 完了
	剣 川	堰堤 3 基 堰堤嵩上 1 基 土石流堆積 溪流保全	H26.2 完了
	奈美川	堰堤 2 基 溪流保全	完了
	神里川	堰堤 1 基	//
	素 川	堰堤 1 基	//

（出典）防府市資料

【20090107】情報伝達体制の整備・強化（防府市）

○土砂災害を踏まえた情報伝達体制の強化・整備

- ・ 防府市では、土砂災害の経験を踏まえ、市民に対する情報伝達体制をより強化するため、早期伝達、情報伝達手段の多様化等の取組を実施している。詳細は以下に示す通り。

○情報伝達体制強化の取組①：土砂災害警戒区域内の要支援者施設（高齢者福祉施設、障害者福祉施設など）への降雨危険度の早期伝達の取組（平成 21 年 8 月）

- ・ あらかじめ要支援者施設の FAX 番号を登録しておき、気象庁発表の土砂災害降雨危険度のレベルが 2 以上になった場合に、FAX 一斉送信によって各施設に早期の情報伝達を行うとともに、市の担当課から各施設に対し、電話等により状況確認を行うこととした。

○情報伝達体制強化の取組②：防府市メールサービスでの防災情報配信（平成 21 年 10 月）

- ・ 市が行政情報を配信していた登録無料のメールサービスをリニューアルし、市の注意報・警報等の気象情報を自動配信できるようにした。
- ・ また、利用者がメールサービス登録時に選択する配信項目のうち、防災情報については必須とし、周知を図った。

○情報伝達体制強化の取組③：緊急告知防災ラジオの配布（平成 22 年 8 月）

- ・ 大雨や台風などの気象状況下においては、屋外拡声子局からの音声放送は聞こえにくく、避難情報が伝わりにくいことや、携帯電話やインターネット等を利用しない市民への情報伝達が課題となっていたことから、情報伝達手段の多様化を図る観点からも、災害時に防災行政無線の放送を自動受信する緊急告知防災ラジオを 1 台当たり 2,000 円の費用負担（障害者がいる世帯など、一部の世帯には無償）で配布した。

○情報伝達体制強化の取組④：地元コミュニティ FM 局による災害時の放送に係る協定締結（平成 22 年 12 月）

- ・ 災害時の情報伝達体制の強化を図るため、地元コミュニティ FM 局と協定を締結し、災害対策本部立ち上げと同時に災害情報を放送してもらうこととした。
- ・ FM 放送は、防災行政無線と同様の機能を持っており、③で記載した緊急告知防災ラジオを自動で起動させるとともに、防災行政無線を受信した場合にはその内容が放送される仕組みとなっている。

○情報伝達体制強化の取組⑤：防府市気象情報システムの導入による情報の一元化・ウェブサイトでの公開（平成 23 年 3 月）

- ・ 気象情報の一元化のため、日本気象協会や気象台、国土交通省、山口県等の気象情報をとりまとめたシステムを市独自に構築し、ウェブサイト上で一般に公開した。

○情報伝達体制強化の取組⑥：防災行政無線テレホンサービスの開始（平成 27 年 2 月）

- ・ 防災行政無線の屋外スピーカーからの放送は、豪雨などの災害気象状況によって十分聞き取れないことが課題として指摘されていたことから、情報伝達体制強化のため、防災行政無線から放送した内容を録音し、市民が指定された電話番号に掛けることで、防災行政無線の放送内容を聞けるテレホンサービスを開始した。

表 防府市による情報伝達体制の整備内容・時期

整備時期	整備内容
平成 21 年 8 月	土砂災害警戒区域内の要支援者施設への降雨危険度（レベル 2 以上）の早期伝達
平成 21 年 10 月	防府市メールサービスでの防災情報の配信開始
平成 22 年 8 月	緊急告知防災ラジオの配布
平成 22 年 12 月協定締結	地元コミュニティ FM 局への災害時の放送要請開始
平成 23 年 3 月	防府市気象情報システムの導入・公開
平成 27 年 2 月	防災行政無線テレホンサービスの開始

（出典）防府市資料より作成

（５）農林漁業の再建

【20090108】農林施設等の災害復旧に係る職員の受入（山口県）

○農地・農業用施設、山地復旧に係る技術支援の受入

- ・ 応急・復旧対策の技術支援を受けるため、災害発生直後の 7 月 22 日～8 月 5 日に林野庁からの専門職員を受入れた。
- ・ また、7 月 28 日～29 日及び 8 月 3 日～8 月 6 日には、被災後の応急対策について指導・助言を受けるために、農林水産省からの災害専門技術者を受入れた。高度な技術が必要とする箇所の復旧工法の選定や査定上の留意点等の指導・助言を受け、県は査定設計書作成に向けての方針決定や参考資料の取りまとめを行った。

○農業農村災害緊急派遣隊の受入

- ・ 災害発生直後の 7 月 23 日から 24 日にかけて、被害情報の収集のため派遣された農業農村災害緊急派遣隊を受入れた。
- ・ その後、8 月 5 日～6 日にかけて、県の要請に基づく同隊の派遣を受入れ、基幹水利施設であるため池の被災を中心とした応急対策に関し、科学的な解析に基づく情報提供や指導・助言を受けた。

○応援職員の受入

- ・ 被災後約 20 日後の 8 月 10 日から、防府市の災害箇所を主な派遣先として農政局等から職員派遣を受入れた。
- ・ 現地調査、写真撮影等の現地作業を中心とした業務実施の応援を受けるとともに、災害査定経験者から復旧工法の選定に対する指導・助言や、査定時の関係者への説明方法に関する指導・助言を受けた。
- ・ 上記の他にも、市町職員、災害農村ボランティア等から被害状況の把握等について支援を受けた。

表 平成 21 年 7 月 21 日豪雨災害に係る職員受入の概要

派遣職員	通算派遣日数	派遣期間	延べ派遣人数	指導・助言の事業対象箇所
林野庁専門職員 災害専門技術者	— 6日	7月22日～8月5日 7月28日～29日、 8月3日～6日	— 16人	◇応急・復旧対策の技術支援 ◇応急対策及び工法選定に高度な技術を必要とする箇所への指導・助言箇所 ・農地4箇所、農道4箇所、水路3箇所、ため池7箇所 ・頭首工2箇所、揚水機1箇所、計21箇所（申請箇所の約2％）
農業農村 災害緊急派遣隊	4日	7月23日～24日、 8月5日～6日	14人	◇被害情報の収集、応急対応支援 ◇ため池の応急工事に関する技術支援 ・ため池8箇所（申請箇所の約1％）
職員派遣	16日	8月10日～12日、 8月31日～9月16日	52人	◇防府市の災害箇所を中心とした現地調査、写真撮影、工法選定の指導・助言 ・全20箇所 （防府市申請箇所の約20%、 全県申請箇所の約2％） ◇周南地域の災害箇所を中心とした工法選定の指導・助言 ・全20箇所 （周南市申請箇所の約20％）

（出典）山口県資料より作成